



参加説明書

沖縄県土木建築部公告土建第1号（令和8年6月19日）の「令和8年度沖縄県盛土等情報管理システム構築業務委託」に係る技術提案書の特定等については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この参加説明書によるものとする。

1 業務概要

(1) 業務名 令和8年度沖縄県盛土等情報管理システム構築業務委託

(2) 履行場所 沖縄県全域（那覇市区域を除く）

(3) 業務の目的

令和5年5月、盛土等に伴う災害から人命を守るため「盛土規制法」が施行された。

本業務は盛土規制法に係る許可・届出及び検査情報、完了した盛土等や基礎調査で把握した既存盛土など、管内で管理する必要のあるすべての盛土等に係る基礎情報を地図上に整理し、データベースとして一元的に管理する「盛土等情報管理システム」を構築する業務である。システム構築により、盛土規制法の適切かつ円滑な運用を図り、盛土等による災害の防止に資すること目的とする。

(4) 業務内容

盛土等情報管理システム構築業務一式、その他

本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。

ア 庁内用 GIS(地理情報システム)について ※自治体向け機能

イ 公開用 GIS(地理情報システム)について ※一般住民向け機能

(5) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(6) 業務量の目安 24,662,000円(税込)以下

(7) 成果品 業務委託仕様書 6.14 参照

(8) 業務の実施形態

ア 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

イ 主たる部分

本業務における「主たる部分」は下記に示すとおりとする。

(ア) 契約金額の50%を超える業務

(イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

2 技術提案書の提出要請する者を選定するための基準等

(1) 技術提案書の提出要請者の数

次項に示す評価値基準の評価値から、原則として上位3者を選定する。なお、予定技術者が、業務実績、業務成績、表彰の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

(2) 選定するための基準

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
	判断基準		
参加表明者（企業）の経験及び能力	専門技術力（業務実績）	<p>（別記様式－２）</p> <p>国・都道府県・政令指定都市、市町村発注業務で、過去10年間の契約金額が500万円以上の業務で、同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>①平成28年度以降から公告日までに完了した同種業務の実績がある。</p> <p>②平成28年度以降から公告日までに完了した類似業務の実績がある。</p> <p>③上記に該当しない場合は選定しない。</p> <p>記載する業務は1件以内とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。2件以上提出した場合は、③の評価とする。</p>	<p>① 10</p> <p>② 5</p> <p>③ 選定しない</p>
	地域精通度	<p>（別記様式－２）</p> <p>沖縄県内での会社実態については、下記の順位で評価する。</p> <p>① 本店がある。</p> <p>② 支店または営業所がある。</p> <p>③ 本店、支店、ともに無い。</p>	<p>① 5</p> <p>② 3</p> <p>③ 0</p>
	専門技術力（業務件数）	<p>（別記様式－３）</p> <p>国・都道府県・政令指定都市、市町村発注業務で、令和3年度から令和7年度までに完了した同種及び類似業務の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>ただし、申請件数は5件までとし、沖縄県内発注の業務の申請が1件も無い場合は、評価を1段階引き下げる。</p> <p>① 5件</p> <p>② 4件</p> <p>③ 3件</p> <p>④ 2件</p> <p>⑤ 1件</p> <p>⑥ 実績なし</p>	<p>配点：30</p> <p>① 100%(30)</p> <p>② 80%(24)</p> <p>③ 60%(18)</p> <p>④ 40%(12)</p> <p>⑤ 20%(6)</p> <p>⑥ 0%(0)</p>
配置予定技術者の経験及び能力	資格要件	<p>（別記様式－４）</p> <p>管理技術者が有している資格の種類に応じて評価する。</p> <p>①(公)IPEJ：技術士（情報工学部門）</p> <p>②米国PMI：プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル</p> <p>③(独)IPA：プロジェクトマネージャ</p> <p>④(独)IPA：応用情報技術者</p> <p>⑤(独)IPA：情報セキュリティマネジメント</p> <p>⑥資格を有していない</p>	<p>① 10</p> <p>② 10</p> <p>③ 10</p> <p>④ 6</p> <p>⑤ 4</p> <p>⑥ 0</p>

専門技術力	業務執行技術力 (業務実績)	(別記様式-4の2) 管理技術者は国・都道府県・政令指定都市、市町村発注業務で、過去10年間の契約金額が500万円以上の業務で、同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①平成28年度以降から公告日までに完了した同種業務の実績がある。 ②平成28年度以降から公告日までに完了した類似業務の実績がある。 ただし、再委託による業務は除く。また、職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者とする。 ③上記に該当しない場合。 記載する業務は1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。2件以上提出した場合は、③の評価とする。	① 10 ② 5 ③ 0
地域精通度	県内常駐技術者	(別記様式-4の2) 下記の順位で評価する。 ①沖縄県内に管理技術者が常駐している。 ②上記に該当しない。	① 5 ② 0
専門技術力	業務執行技術力 (業務件数)	(別記様式-5) 国・都道府県・政令指定都市、市町村発注業務で、令和3年度から令和7年度までに完了した同種及び類似業務の実績を下記の順位で評価する。 ただし、申請件数は5件までとし、沖縄県内発注の業務の申請が1件も無い場合は、評価を1段階引き下げる。 ① 5件 ② 4件 ③ 3件 ④ 2件 ⑤ 1件 ⑥ 実績なし	配点：30 ① 100%(30) ② 80%(24) ③ 60%(18) ④ 40%(12) ⑤ 20%(6) ⑥ 0%(0)
合計	満点の点数		100.0

(3) 技術提案書の提出を要請する者の選定は、参加表明書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年7月9日(木)(予定)までに通知する。

3 技術提案書の特定に関する事項

(1) 技術力等の評価基準

本業務の技術力等に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。なお、管理技術者が、業務実績、業務成績、表彰の評価対象期間に、産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。

ア 技術者の経験及び能力

評価項目	評価の着目点		技術点	
		判断基準	管理技術者	担当技術者
予定技術者の経験及び能力	資格要件	(別記様式-4) 管理技術者および担当技術者が有している資格の種類に応じて評価する。 <u>なお管理技術者および担当技術者はそれぞれ1名までの評価対象とする。</u> ①(公)IPEJ : 技術士(情報工学部門) ②米国PMI : プロジェクトマネジメント・プロフェッショナル ③(独)IPA : プロジェクトマネージャ ④(独)IPA : 応用情報技術者 ⑤(独)IPA : 情報セキュリティマネジメント ⑥資格を有していない	①3 ②3 ③3 ④2 ⑤1 ⑥0	①3 ②3 ③3 ④2 ⑤1 ⑥0
	専門技術力	(別記様式-4の2) 過去10年間の契約金額が500万円以上の業務で同種又は類似業務等の実績を下記の順位で評価する。 ①平成28年度以降から公告日までに完了した同種業務の実績がある。 ②平成28年度以降から公告日までに完了した類似業務の実績がある。ただし、再委託による業務は除く。また、職務上従事した立場は管理技術者又は担当技術者とする。 ③上記に該当しない場合。 記載する業務は1件とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1件につき1枚以内に記載する。なお、2件以上提出した場合は、③の評価とする。	①2 ②1 ③0	①2 ②1 ③0
	地域精通度	(別記様式-4の2) 下記の順位で評価する。 ①沖縄県内に技術者が常駐している。 ②上記に該当しない。	①2.5 ②0	①2.5 ②0

専門技術力	業務執行技術力 (業務件数)	(別記様式-5) 国・都道府県・政令指定都市、市町村発注業務で、令和3年度から令和7年度までに完了した同種及び類似業務の実績を下記の順位で評価する。 ただし、申請件数は5件までとし、沖縄県内発注の業務の申請が1件も無い場合は、評価を1段階引き下げる。 ①5件 ②4件 ③3件 ④2件 ⑤1件 ⑥実績なし	配点：5 ①5 ②4 ③3 ④2 ⑤1 ⑥0	配点：5 ①5 ②4 ③3 ④2 ⑤1 ⑥0
		小計	満点の点数	
			25.0	

注) 担当技術者については、主たる業務を担当する者1名を評価する。

イ 実施方針

評価項目	評価の着目点		技術点	
		判断基準	書面	ヒアリング*
実施方針・ 実施フロー・ 工程表その他 (別記様式-7)	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 ※システム構成図を提示する事	10	0
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	5	0
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	5	0
	その他	業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	5	0
小計			25	0

ウ 特定テーマ

評価項目			評価の着目点	技術点	
			判断基準	書面	ヒアリング
特定テーマに関する技術提案	特定テーマ1 (庁内用GISについて) ※自治体向け機能 (別記様式-8の1)	利便性	許可等データベースを一元的に台帳管理し、利便性が高い場合に優位に評価する。	10	0
		操作性	画面構成や操作方法がわかりやすく、行政職員が共有して使いやすい場合に優位に評価する。	10	0
		マニュアル	マニュアルの作成について、利用者がわかりやすいマニュアルを作成する工夫について提案されている場合に優位に評価する。	5	0
		連携方法	構築するシステムと県電子申請サービスの連携が考えられている場合に優位に評価する。	5	0
	特定テーマ2 (公開用GISについて) ※一般住民向け機能 (別記様式-8の2)	操作性	宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に基づき公開すべき情報をわかりやすく表示し、県民が使いやすいものとなっている場合に優位に評価する。	10	0
		検索性	通報システムが、インターネット上で検索しやすく、通報しやすい場合に優位に評価する。	10	0
小計				50	0
アからウの合計(満点)				100	0

4 参加説明書に対する質問及び回答

参加表明書等を提出しようとする者又は技術提案書の提出要請(選定)を受けた者は、参加表明書又は技術提案書について、書面により質問をすることができる。ただし、提出資格が無いと判断する者からの質問は受け付けない。

(1) 問い合わせ先

ア 契約手続に関すること。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
 沖縄県 土木建築部 建築指導課 盛土対策班
 電話番号 098-866-2413

イ 上記(1)以外に関すること。

上記ア 契約手続と同じ

(2) 提出期間、提出方法、及び場所

ア 期 間 参加表明書について 令和8年6月19日(金)から令和8年6月29日(月)まで
 技術提案書について 令和8年7月9日(木)から令和8年7月24日(金)まで

イ 受付時間 休日を除く、午前9時から午前12時、午後1時から午後5時

ウ 場 所 上記(1)アによる。

- エ 提出方法 書面（質問票様式）を持参、郵送又はメールにより提出すること。
郵送の場合：上記（1）アの住所
メールの場合：aa066001@pref.okinawa.lg.jp

※メール提出の場合、必ず電話で到達確認を行うこと。

(3) 回答の方法

- ア 期 間 参加表明書について 令和8年7月 1日（水）から令和8年7月 3日（金）まで
技術提案書について 令和8年7月 28日（火）から令和8年7月 31日（金）まで
イ 場 所 インターネットにより閲覧する。

【沖縄県建築指導課】

<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/nyusatsukeiyaku/1015342/1025066/1037591/1039907.html>